



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中国における映画上映の新形態「大象点映」の利用者研究：利用者（オーディエンス）の特徴、満足要因に着目した分析〔論文内容及び審査の要旨〕
Author(s)	李, 珏
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(学術)
Dissertation Number	甲第14610号
Issue Date	2021-06-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/82446
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	LI_Jue_review.pdf, 審査の要旨



学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（学術）

氏名： 李 珏

審査委員	主査 教授	辻本 篤
	副査 教授	伊藤 直哉
	副査 准教授	田邊 鉄

学位論文題名

中国における映画上映の新形態「大象点映」の利用者研究
—利用者（オーディエンス）の特徴、満足要因に着目した分析—

本研究の目的は、中国において文化的嗜好性の高い独立系映画供給システム（「大象点映」）の利用者（オーディエンス）の特徴を明らかにした上で、利用者（オーディエンス）の満足要因を明らかにすることであると述べられた。これらの問題を明らかにすることによって、今後、より多くのアート系映画を配給する際の参考になるだけでなく、アート系映画を好む人たち、いわゆる文化的嗜好性の観点から見る少数派に対する理解も深められると主張された。大象点映の顧客満足の要因については計量的手法を用いて明らかとなり、また同時に、中国「分衆社会」の成立経緯やその様態をも明らかにしていると理解できるものである。

本論文において、研究成果の意義、方法論的有効性を中心に審査がなされた。その結果、審査委員は次の点において本論文の意義を認めるものである。

本論文の評価としては以下の4点で集約される。1) 中国における独立系映画について流通の面から明らかにしようとする野心的でユニークな研究である。映画が中国で現役の娯楽として定着していること、また独立系映画を評価する聴取が一定数いること、さらにそれらの映画を鑑賞する機会が与えられていること、文化的にはニッチな映画市場が中国に成立していること、これらのことが本研究では示されており評価できる。2) 本研究は中国の映画文化史における一つの現実を示している。3) 本研究は大象点映の顧客満足度調査を行う計量的研究でありながらも、《中国における分衆社会の現状》を詳らかにした研究として意義がある。4) 計量調査において顧客満足度調査の因果関係において、しっかり関係性が示されており、計量調査としては意義がある研究である。

本論文の審査において審査委員から以下の質問がなされた。「論文の全体的な構成として、前半の内容と後半の計量的な顧客満足度調査がどういう関係性も持つのか。たとえば前半のインタビュー調査は、具体的に後半の計量調査にどの様に結びつけているのか」。この点

に関して、著者からは「大象点映の利用者特徴研究では、こういった人々が大象点映を利用しているのか、また大象点映の上映活動についての感想がインタビューを受けた聴衆から回収されている。回収された感想（上映における雰囲気やスタッフの態度などは顧客満足度に寄与すると考えられる要素）は、後半の計量調査で使用する調査の尺度に利用されている」と回答され、論文前半のインタビューの結果が論文後半の計量調査に生かされている旨が示された。

また「《カウンタカルチャー》という言葉が論文中に出てきているが、この場合のカウンタカルチャーとはどういう意味を持つのか。この点についてもう少し厚く記述する必要があるのではないか」という質問がなされた。中国における「映画とは何か」という根源的な問いに関しては丁寧に掘り下げたほうがよいのでは、という問いかけであった。これを総括的に扱う質問として、「筆者自身、もしくは中国人にとって《映画》とは何か」という質問がなされた。この質問に関して著者は、「個人的には、一般的な商業映画に対しては、友人や友達と一緒に観に行くもの、娯楽の一つとして観るものだが、本研究の様なニッチ市場で流通する映画からは、社会の有り様が理解できる。この意義は大きいと考えられる」と回答された。著者個人の意見ではあるが、中国における「大衆映画」と「独立系映画」の違いや、それぞれの意義が述べられた形である。

以上、著者の学位論文の検討、一連の試問に関わる受け答えを総合的に審査したところ、本学位論文の審査委員は、本論文が学術的意義を持ち、研究成果の社会還元的意義も持つものと確認され、著者は、北海道大学博士（学術）の学位を授与される資格があるものと認める。